

答申第159号
平成26年1月17日

神戸市長
久元喜造様

神戸市情報公開審査会
会長 米澤 広一

神戸市情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について
(答 申)

平成25年4月18日付神ここ総第79号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

「保育所用地貸付先公募選定基準（藤原台中町2丁目）」の部分公開決定に対する不服申立てについての諮問

1 審査会の結論

「保育所用地貸付先公募選定基準（藤原台中町2丁目）」のうち、「審査基準」及び「配点」を非公開としたことは妥当ではなく、これを公開すべきである。

2 異議申立ての趣旨

- (1) 異議申立人（以下「申立人」という。）は、神戸市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、「藤原台中町保育所選定基準にかかる決裁」の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 市長（以下「実施機関」という。）は、本件請求に対して、「保育所用地貸付先公募選定ヒアリングの実施について」と題する決裁文書を特定し、当該決裁文書中、「保育所用地の貸付先募集（藤原台中町2丁目）応募受付一覧」のうち「当選者の担当者名」と「当選者以外の法人名、担当者名及び運営保育所」を、「保育所用地貸付先公募選定基準（藤原台中町2丁目）」のうち「審査基準」及び「配点」を、「保育所用地貸付先公募選定ヒアリングシート（藤原台中町2丁目）」のうち「留意すべきポイント」を、それぞれ非公開とし、その余の部分を開示する決定（以下「本件決定」という。）を行った。
- (3) これに対し、申立人は、本件決定のうち、「保育所用地貸付先公募選定基準（藤原台中町2丁目）」において非公開とされた情報の公開を求めて、異議申立てを行った。

3 申立人の主張

申立人の主張を、平成25年3月29日付の異議申立書、平成25年6月13日付の意見書及び平成25年7月30日の意見陳述から要約すれば、概ね以下のとおりである。

選考された法人の実質経営者であり、新設園の施設長であるx氏は、昭和63年より神戸市保育所及び老人ホーム運営法人選考委員会委員に就任している。20年以上の長きにわたり、委員を務めてきたこととなる。当然、市の選考基準等を熟知している。そのため、このような法人が申し込みをされた場合、非常に有利と言わざるを得ない。

しかし、実施機関から、このことは「今回については、必ずしも毎回同じ基準、同じ配点というのではなく、過去の選考委員会で委員になられているx氏につきましては、今回の選定委員には入っていませんので、今回の趣旨とはことなり、公平性は保っている」と不公平にならないとの趣旨の回答がなされている。

そもそも選考委員でありながら選考基準について熟知していないとは社会通念上理解しがたく、選考基準について熟知していると考えられる。そうなれば、選考基準を知らされていない法人との不公平が生じている。

仮に、上記回答のように、毎回同じ基準ではないため、今回のみ選考委員に就任していないことを理由に公平性が保てるとしたならば、今回の選考基準は試験でいえば過去問であり、公開することに支障があるとは考えにくく、非公開にする合理的な理由はない。

その他、今回の選考は、神戸市保育所運営法人選考要綱に基づかず処理されたことや選考委員の人選など様々な問題を含んでいる。この問題を解決するためにも公開は不可欠である。

また、実施機関は、平成 23 年 4 月の待機児童数が前年に比べて増加した状況を踏まえ、北区藤原台中町の保育所用地を活用した保育所整備を行うために実施したとしているが、平成 23 年 4 月において市全体としては待機児童が増加したが、藤原台中町がある北神地区において待機児童は減少していた。

4 実施機関の主張

実施機関の主張を、平成 25 年 5 月 16 日付の非公開理由説明書及び平成 25 年 6 月 17 日の事情聴取から要約すれば、概ね以下のとおりである。

今回の保育所用地の社会福祉法人への貸付は、保育所待機児童の解消に取り組む中、平成 23 年 4 月の待機児童数が前年に比べて増加した状況を踏まえ、北区藤原台中町の保育所用地を活用した保育所整備を行うために実施したものである。

その貸付先選定においては、①法人の状況、②職員配置、③保育内容、④施設計画という大項目からなる選定基準を設定し、各法人からの提案内容に基づき選考を行った。

本件決定においては、その 4 つの大項目のほか細目も含め、選定基準の項目欄については公開を行っており、非公開としたのは、審査基準及び配点の欄である。

審査基準に関しては、各項目において具体的にどの内容が評価されるのかということが示されているとともに、その配点でどの項目に重点が置かれているかということが示されている。

選考基準に関しては、保育所の民間移管等、従来からの保育所運営法人の選考においても、大項目は同様の 4 項目であるが、審査基準等の細目については、募集案件の状況に合わせて、追加や変更を行っており、毎回、全く同じ基準で選考を行っているわけではないが、非公開とした審査基準及び配点が公開された場合、今後の同種の選考に際して、応募する法人が当該基準及び配点を参考とし、選考において高得点を得るために、この選考基準のみを満たすような提案書を作成することとなり、応募者からの提案内容が画一的なものとなることが容易に想定される。

法人募集の目的は、民間事業者が、保育所運営などの日々の事業を実践するなかで蓄積したノウハウを基に、自主性、独自性を活かした自由な提案を行う中から、良質で安定したサービス提供を行うことができる最適な法人を選定することであり、当該基準等の公開により、今後の保育所の民間移管等に関する法人募集などの実施機関の事務に支

障を生じることになる。

したがって、本件において請求された保育所用地貸付先公募選定基準を公開することで、実施機関の今後の公募選定事務の適正な遂行に支障を生じると認められるため、条例第 10 条第 5 号に該当すると判断し、本件決定を行ったものである。

5 審査会の判断

(1) 本件対象文書について

本件対象文書は「保育所用地貸付先公募選定基準（藤原台中町 2 丁目）」である。

実施機関においては、藤原台中町に保有していた保育所用地を活用し、定期借地権による有償貸付によって保育所整備を進めるため、公募により貸付先法人を選定した。本件対象文書は、実施機関が貸付先法人を選定するにあたって作成した選定基準であり、「項目」、「審査基準」及び「配点」が記載されている。

(2) 争点

実施機関は、本件対象文書のうち、「項目」について公開し、「審査基準」及び「配点」については条例第 10 条第 5 号に該当するとしてこれらを非公開とする決定を行った。これに対し、申立人は、非公開とされた「審査基準」及び「配点」を公開すべきとして争っている。

したがって、本件における争点は、本件対象文書の「審査基準」及び「配点」の条例第 10 条第 5 号該当性である。

以下、検討する。

(3) 条例第 10 条第 5 号該当性について

ア 一般に、地方自治体が法人を選定するに当たっては、その選考過程の透明性の確保が求められる。例えば、公の施設の指定管理者の選定に関して、総務省自治行政局長通知（平成 19 年 1 月 31 日付総行行第 15 号）では、「指定管理者の選定手続きについては、透明性の高い手続きが求められることから、（中略）選定する際の基準、手続等について適時に必要な情報開示を行うこと等に努めること」とされている。本件のような審査基準の公開、非公開を判断する際には、選考過程の透明性の確保という観点を欠かすことはできない。

本件は、市内の保育需要が増加する中、市の公有地を貸付け、そこで保育所を整備する社会福祉法人を選定したものである。本件は指定管理者の選定とは異なるが、保育所の公共的性格からして、法人の選考が適正に行われたかどうかは市民の正当な関心事であり、実施機関には可能な限り選考過程を市民に説明することが求められているというべきである。

イ 本審査会において本件対象文書を見分したところ、「項目」欄に記載された「法人」「職員」「保育内容」「施設計画」という 4 つの大項目と当該大項目を細分化した中項目及び小項目は公開されており、選考において概ねどのような内容で審査が行われるかは明らかとなっている。例えば、大項目の「施設計画」には「施設内容」「利用者へ

の配慮」「快適性・安全性」という中項目があり、そのうち「施設内容」には「保育室」「調理・調乳」「その他」「園庭」という小細目があることなどは明らかとなっている。

一方、非公開とされた「審査基準」欄及び「配点」欄には、各項目における具体的な審査基準と、審査基準ごとの配点が記載されている。審査基準の中には、数字を示してそれを満たしているか否かを判定するような基準も多く含まれており、こうした基準では、提案内容が当該基準をクリアし、配点欄の得点を得られるかどうかは、ほぼ機械的に判断できるものと思われる。

実施機関は、こうした詳細な審査基準及び配点が公開されると、今後の同種の選考に際して、応募する法人がこの審査基準のみを満たすような提案書を作成することとなり、提案内容が画一的なものとなることが容易に想定されると主張している。

ウ しかし、本件における審査基準は、法人の提案内容をどのように評価するかを示したものであるが、言葉を換えると、実施機関が望ましいと考え、高く評価する保育内容や施設計画等を示したものであり、また、配点はそれぞれの重要度合を示したものであるといえる。

これまで応募する法人にとって、実施機関が望ましいと考える保育所のあり方の詳細は推測に頼らざるを得なかったところであるが、本件の審査基準及び配点が公になれば、今後の同種の選考に応募する法人は、当該基準及び配点を参考に、より望ましい保育内容や施設計画等を提案することが可能となる。結果として、より質の高い保育所の整備につながり、市民福祉の向上に寄与すると考えられる。

エ また、実施機関から、過去に保育所用地貸付や保育所の民間移管で法人の選考を行った際の選定基準を取り寄せて確認したところ、募集案件ごとに諸事情を考慮して審査基準や配点の変更が行われており、本件の審査基準及び配点と同一のものではなかった。

このように選定基準が法人選考の都度、個別に検討し決定されるものであれば、本件の審査基準及び配点が公開されたとしても、今後の同種の選考に及ぼす影響は限定的なものに過ぎないと考えられる。

オ さらに、選考においては他の応募者との競争となる以上、応募する法人は他の応募者よりも優れた提案をしようと創意工夫することが想定されることであり、今後の同種の選考において、たとえ本件の審査基準及び配点を参考にした提案がなされるとしても、実施機関が懸念するように、各法人の提案内容が画一的となり、公募選考事務に著しい支障を及ぼすとまでは認められない。

カ したがって、本件対象文書の「審査基準」及び「配点」は条例第10条第5号に該当するとはいえず、むしろ公にすることにより、選考過程の透明性を高め、市民への説明責務を果たし、ひいては市民との協働と参画の推進に資するものと考えられる。

(4) 情報公開請求に関する情報の取り扱いについて

なお、申立人によると、実施機関は、申立人が行った情報公開請求の請求日や請求内容を整理した文書を作成し、申立人の同意を得ないまま、申立人が所属する法人の

理事に提供したとのことである。情報公開請求の内容は請求者の重要な個人情報であり、たとえ同一法人内の人物である等の事情があったとしても、慎重な取り扱いが求められる情報である。今後、実施機関においては、情報公開請求に関する情報について、より厳正な取り扱いに努められたい。

(5) 結論

以上のことから、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

(参 考) 審査の経過

年 月 日	審査会	経 過
平成25年4月18日	—	* 諮問書を受理
平成25年5月16日	—	* 実施機関から非公開理由説明書を受理
平成25年6月13日	—	* 異議申立人から意見書を受理
平成25年6月17日	第268回審査会	* 実施機関の職員から非公開理由等を聴取 * 審議
平成25年7月8日	第269回審査会	* 審議
平成25年7月30日	第270回審査会	* 異議申立人から意見を聴取 * 審議
平成25年8月28日	第271回審査会	* 審議
平成25年9月20日	第272回審査会	* 審議
平成25年11月12日	第273回審査会	* 審議
平成25年12月27日	第274回審査会	* 審議